

第107号

木場淵から見た
夜明けと白山
©石川県観光連盟

生活衛生 いしかわ

(一社) 石川県生活衛生同業組合連合会
(公財) 石川県生活衛生営業指導センター
金沢市平和町1-3-1 石川県平和町庁舎3F
TEL: 076-259-6510
FAX: 076-259-6516



能登半島地震からの 再生に向けて

令和6年は、深い悲しみと癒しがたい心の傷を伴った始まりとなりました。

あらためて言うまでもありませんが、元日に発生した能登半島地震は、死者245人、負傷者1434人、全半壊などの建物被害約7万5千戸(4月2日現在の県発表による)と、特に甚大な被害をもたらした能登地区だけでなく、県内全域に大きな被害を及ぼしました。

また、私たち同業組合においても、4名の方がお亡くなりになり、店舗被害も現在確認できるだけで約660店舗が全半壊などの被害を受けました。

お亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた組合員の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

私たち生衛業を営む事業者にとっては、令和2年から始まったコロナ禍の長い長いトンネルをようやく抜けて、3月16日の北陸新幹線の県内全線開業という一大イベントを直前に控えた、まさに光明が見え始めた時期の青天の霹靂でありました。

(一社)石川県生活衛生同業組合連合会
(公財)石川県生活営業指導センター
理事長 中田 義一

現在、国、県、市町など関係機関により急ピッチで復旧・復興に向けた取り組みが行われていますが、お店の再開を断念せざるをえない経営者もおられると聞いております。

これまで長い間、大変なご努力によって地元住民や観光客に満足してもらえるサービスを提供し、地域の発展に計り知れない貢献を果たしてこられた関係者の皆様の無念はいかばかりか、筆舌に尽くしがたいものがあります。

しかしながら、私たちは悲しんでばかりもいられません。生活再建の取り組みとともに、事業再開を見据えた様々な支援策も講じられているところであり、皆様にはそうした支援策を活用し、一日も早くかつてのなりわいを取り戻せるよう祈念いたします。

われわれ連合会・指導センターも、令和6年度を石川県の生衛業界の復旧・復興の1年目ととらえ、取り組みを全力でお支えするとともに、すべての組合員と力を合わせ、再生に向けた取り組みに尽力してまいります。

緊急報告 能登半島地震に係る連合会緊急理事長会議の開催

今回の地震を受けて、令和6年2月29日、しいのき迎賓館において、連合会の緊急理事長会議を開催し、各組合の被災状況や組合による支援活動の取組状況及び事業支援施策の情報共有、意見交換を実施しましたので、その概要をご報告します。

● **被害状況について** ※2月26日現在（単位：人）

組合員数	人的被害				
	死者	行方不明	負傷者		計
			重傷	軽傷	
2,351	4	—	—	—	4
	店舗（家屋）被害				
	全壊	半壊	一部破損	その他	計
	174	150	182	155	661

● **組合による支援活動について**〈**鮪 商**〉

- ・七尾で被災し仕事ができない料理人が、輪島の避難所で炊き出しのボランティア活動を行った。
- ・お店に募金箱を設置した。集まった募金は同業の被災者に配ることを予定している。

〈**飲食業**〉

- ・被災者271人に対し一律3万円の支援金を配った（連絡がとれないため、すべての被災した組合員に配られていない）。
- ・静岡県の組合から炊き出しボランティアに来ていただいた。途中からボランティアの皆さんに日当がでるようになった。

〈**理 容**〉

- ・全国組合連合会から初動見舞金として500万円いただき、被害のレベルに応じた額を配付した。
- ・今後、被災4県をのぞく全国の単組から見舞金をいただく予定にしている。
- ・毎週、輪島、門前、珠洲で支援活動を行っている（ボランティアには1回1500円を支給）。
- ・組合に義援金口座を作り、組合員支援のための店頭募金を行っている。

〈**美容業**〉

- ・組合の共済から被災した組合員に対し、全壊で10万円支給している。
- ・店頭で募金活動を行っている。
- ・金沢、加賀地区の支部で毎週、避難所でボランティア活動をしている。被災した七尾の組合員もボランティアに参加している。
- ・トラックで水を被災地へ運び、営業できる美容室へ配っている。

〈**旅館ホテル**〉

- ・一部の旅館で、工事関係者の宿泊施設として提

供している。

〈**公衆浴場業**〉

- ・1月2日、厚労省から組合に、行政から要請があれば支援してほしいという内容の通達があったため、行政の要請を待たずに無償で被災者に開放した。

- ・全国の理事長に本県出身者が多いこともあり、全国から義援金300万円をいただいた。お見舞金、支援金として被災した組合員に配付した。

● **意見交換**

- ・最初のうちはボランティアでやれても、無償では限界がある。国や県に財政的な支援をしてほしい。
- ・被災した組合員になかなか連絡がとれない。連絡網やライングループの整備をしておかなければならないと痛感した。
- ・少しずつ復旧が進み、ようやく営業可能な状態になりつつある事業者も多いと感じているが、営業にこぎつけられない人にどう支援していくかが課題である。
- ・各組合で同じ組合員を支援するための募金をすでに実施しているところもあるので、連合会で新たに共通の募金を始めることは難しい。それぞれのお店の判断でできるところは協力してもらい、それぞれの組合員のために使う方がよいのではないかと。
- ・なりわい再建支援補助金は5分の1を事業主が負担しなくてはならず、負担が大きすぎる。雇用調整助成金は上限が低く、助成期間も短すぎる。働く場所は金沢にたくさんあり、従業員が離れていくのを止めるのは難しい。行政にはもっと長期的に考えてもらいたい。指導センターからも声をあげてほしい。
- ・組合のお店で使えるプレミアム商品券は他県でやっているのに、なぜ本県ではできないのか。プレミアム商品券は組合に入るメリットにもなり、組合員を増やすことにもつながるのではないかと。そのためには、行政を動かさなければならない。

● **指導センターから**

震災復興に関しては、息の長い活動になると思う。ご提案のプレミアム商品券を実施するためには、行政の支援が必要になるが、いまはまだ具体的な提案を行える状況ではないと考える。本日、お聞きした内容については、何をすべきかを精査し、時期を見据えて行政側への提案も検討したい。

事業者向け支援情報

2024年3月末時点において国・県等が公表している令和6年能登半島地震の被災者支援情報のうち、主に資金面等における事業者支援に関するもの(一部)を掲載します。詳細については、国・県等のホームページなどをご確認ください。

各種補助金

1 なりわい再建支援補助金

- ・復興事業計画に基づいて復興に取り組む被災中小・小規模事業者について、工場・店舗などの施設や、生産機械などの設備の復旧費用を補助するものです。
- ・補助対象は原則、事業者が保有する事業の用に供する施設・設備の原状回復に要する経費です。
- ・ただし、原状回復では事業再開や売上回復が困難な場合は、新たな事業による施設等の整備費用も対象となります(原状回復を超える分は自己負担となります)。
- ・液状化被害がある場合の地盤・土地改良費用、被災した施設の解体費用、瓦礫の撤去費用は、現地での施設等の復旧に必要な不可欠な場合、補助対象となります。

【対象者】	中小・小規模事業者(個人事業主も対象)
【補助上限】	上限15億円、一部5億円まで定額補助
【補助率】	3/4(中堅企業等は1/2)以内
【対象経費】	施設: 倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、共同作業場など 設備: 事業に供する施設で、自ら保有し資産計上しているもの
【公募期間】	4月1日から随時申請受付中
【お問合せ先】	石川県なりわい再建支援補助金事務局 0570-076-225 対面相談会場: 石川県庁1F 103会議室(事前予約制)

※公募期間は順次更新します。募集は複数年・継続して行いますので、余裕をもってご検討ください。

2 小規模事業者持続化補助金[災害支援枠]

地震による直接被害(事業用資産の損壊等)、間接被害(地震に起因する売上減少)を受けた事業者が行う事業再建の取組を支援するものです。

【対象者】	中小・小規模事業者(個人事業主も対象)
【補助上限】	直接被害: 200万円 間接被害: 100万円
【補助率】	2/3(多重被災の場合、最大200万円)
【対象経費】	・機械装置等・広報費・ウェブサイト関連費・展示会等出店費・旅費 ・新商品開発費・資料購入費・借料・設備処分費・委託費・車両購入費
【公募期間】	3月8日~4月26日(第2次公募) ※第3次公募以降は追って公表予定
【お問合せ先】	石川県商工会連合会 076-268-7300(商工会管内の事業者) 商工会議所地区 補助金事務局 03-6632-1502(商工会議所管内の事業者)

(注)なりわい再建支援補助金、小規模事業者持続化補助金とも自己負担分の資金調達には、「令和6年能登半島地震災害対策特別融資」(後掲)を活用できます。

3 商店街災害復旧事業補助金

地震で被災した商店街のアーケードや共同施設等の復旧費用の一部を助成するものです。

- 【対象者】 被災した商店街等組織*
* 商店街を構成する商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等
- 【補助上限】 上限なし
- 【補助率】 3/4以内
- 【対象経費】 被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替、街路灯等の設備改修など
例：アーケード・共同店舗・地域交流施設・街路灯・防犯カメラ・路面舗装・駐車場・イベント広場等の復旧費、障害物の除去費用
- 【公募期間】 2月28日～5月10日
・2次締切 5月10日（交付決定：5月31日まで）
- 【お問合せ先】 石川県経営支援課 076-225-1525

4 商店街にぎわい創出事業費補助金

地震の影響を受けた商店街が実施するにぎわいを創出するための取組を支援するため、費用の一部を助成するものです。

- 【対象者】 被災した商店街等組織*
* 商店街を構成する商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等
- 【補助上限】 100万円（下限30万円）
- 【補助率】 10/10
- 【対象経費】 にぎわい創出のためのイベント等を行うための経費
例：イベント運営費、会場借上料、チラシ等印刷費、広告宣伝費、謝金など
→保険料、光熱水費、景品・商品券等は対象外
- 【申請要件】 今回の地震の影響により、来街者数および売上が以前に比べて減少し、にぎわいを創出することが必要と認められること
- 【公募期間】 3次締切 4月19日 →対象事業期間：6月1日～令和7年3月19日
- 【お問合せ先】 石川県経営支援課 076-225-1525

生衛業のお役立ち情報スマホアプリ せいえいNAVI

スマートフォンやタブレットで、経営に役立つ情報が無料で入手できるモバイルアプリです。
2次元コードからインストールして、是非、ご活用ください！



iPhone版



Android版

簡単便利な4つの機能

1 新着情報

生活衛生営業に役立つ新着情報を知ることができます。

2 検索情報

生活衛生営業関連の情報を複数の条件（例：地域、コロナ関連等）で探すことができます。

3 先進事例

経営改善に関する先進的な事例を検索し、閲覧できます。

4 経営診断

収益、顧客満足度などのテーマごとに自店の経営診断ができます。

融資制度

5 令和6年能登半島地震災害対策特別融資

中小企業者の事業の再建に必要な事業資金または経営の安定に必要な事業資金を無利子（当初5年間）で貸付するものです。

【融資対象】 ①セーフティネット保証4号※ または

※セーフティネット保証4号：地震の後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

②災害関係保証（罹災証明書等）かつ「なりわい再建支援補助金（前掲）」等の交付決定を受けたこと

（注）なりわい再建補助金や小規模事業者持続化補助金の自己負担分の資金に充てることができます。

【資金使途】 設備資金 運転資金

【融資限度】 1億円

【融資期間】 10年以内（うち据置期間5年以内）

【利率】 1.0%（当初5年間無利子）

【信用保証】 石川県信用保証協会による信用保証が必要

【お問合せ先】 お取引先金融機関、石川県信用保証協会 076-222-1550

6 日本政策金融公庫生活衛生貸付の特例措置

＜令和6年能登半島地震特別貸付＞

被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備・運転資金を貸付するものです。

【融資対象】 ①県内に事業所を有し、直接被害を受けた中小事業者
②上記の事業活動に依存し、間接被害を受けた中小事業者
③地震の影響により業況が悪化している中小事業者

【融資限度】 ①②の場合：既存の貸付額に上乗せ 6千万円
③の場合：別枠 4800万円

【融資期間】 設備資金：20年以内 運転資金：15年以内（いずれも据置期間5年以内）

【利率】 ①の事業者：0.3%（当初3年間） ③の事業者：基準金利
②の事業者：1.2%

【お問合せ先】 日本政策金融公庫 金沢支店：0570-045202 小松支店：0570-045445

＜生活衛生改善貸付の特例措置＞

生衛組合が策定する再建支援方針に沿って事業を行う事業者を対象に貸付するものです。

【融資対象】 ①県内に事業所を有し、直接被害を受けた中小事業者
②上記の事業活動に依存し、間接被害を受けた中小事業者

【融資限度】 通常の貸付限度額と別枠で 1千万円

【融資期間】 設備資金：20年以内 運転資金：15年以内（いずれも据置期間5年以内）

【利率】 ①の事業者：0.3%
②の事業者：0.7%

【お問合せ先】 日本政策金融公庫 金沢支店：0570-045202 小松支店：0570-045445

【日本政策金融公庫ホームページ（抜粋）】

日本政策金融公庫では、被災されたお客様の实情に応じて、ご返済の猶予等に係るご相談を承っております。本災害の影響を受けたお客様のご返済相談につきましては、柔軟に対応いたしますので、慌てずにお取引のある支店または受託金融機関へご相談ください。

その他の支援策

7 雇用調整助成金の特例措置

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者に対して一時的に休業、出向等をさせるなど、労働者の雇用の維持を図った場合に、賃金や休業手当金等の一部を助成する制度について、特例措置を講じるものです。

- 【助成率】 中小企業 4/5、大企業 2/3
- 【助成額】 上限 8,490 円
- 【支給日数の延長】 300 日
- 【その他】 売上高減少の確認期間や事業所設置期間等の要件を緩和
- 【お問合せ先】 石川県労働企画課 076-225-1531

8 生活福祉資金貸付(緊急小口資金)の特例措置

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用を貸し付ける資金について、特例的に無利子貸付するものです。

- 【対象者】 令和6年能登半島地震により被災し、当座の生活費を必要とする世帯
- 【貸付限度額】 一世帯 10万円 ただし以下の場合には20万円も可能
 - ① 世帯員の中に被災による死亡者、重傷者、妊産婦、学齢児童がいる場合
 - ② 世帯員に要介護者がいる場合
 - ③ 世帯員が4人以上の場合【補助率】 10/10
- 【償還期間】 据置期間(貸付日から1年以内)終了後2年以内
- 【お問合せ先】 市町の社会福祉協議会

9 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法の適用により、住宅が全壊・大きく半壊した世帯に対し、被害程度に応じて支援金を支給するものです。

【支給額】	・全壊,解体,長期避難 ・大規模半壊	基礎支援金	} 住宅再建方法に応じて 下記の加算支援金が支給	建設・購入	200万円
		100万円 50万円		補修	100万円
【お問合せ先】	市町の担当部署			賃借	50万円(公営住宅を除く)

※ 家屋半壊以上の高齢者世帯等を対象に最大300万円を上乗せし、最大600万円の支援となることが表明されました(2/1)。

組合の組織強化と生衛業発展に向けて 生衛組合への加入を呼びかけましょう

生活衛生同業組合は法律に基づく組合です。組合に加入すると、次のようなメリットがあります。

- 日本公庫の有利な融資(低金利、融資限度額、貸付期間等)
- 研修会、講習会による技能の向上や知識の習得、法律・融資に関する相談
- 各種共済、保険制度への加入
- 行政や業界の情報を迅速に入手

特別相談窓口

10 事業者支援のための特別相談窓口

経営指導員・中小企業診断士・行政書士・社会保険労務士などの専門家や、経済産業省、石川県の職員が、事業者支援策（※）に関する相談や申請のサポート、被災事業者の生業再建に関する様々なお問合せに対応します。

※事業者支援策

- ・なりわい再建支援補助金 ・伝統工芸事業者再建支援補助金
- ・中小企業持続化補助金（災害支援枠）・商店街再建支援補助金（施設復旧、賑わい創出）
- ・令和6年能登半島地震災害対策特別融資 など

<金沢事業者支援センター>

【電話番号】 0570-076-225
 【受付時間】 10時～17時（土日祝除く）
 【場 所】 石川県庁1階103会議室

<能登事業者支援センター>

【電話番号】 0768-26-2380
 【受付時間】 10時～17時（土日祝除く）
 【場 所】 奥能登総合事務所4階（のと里山空港内）

11 その他の特別相談窓口

金沢商工会議所	076-263-1151	石川県よろず支援拠点	076-267-6711
小松商工会議所	0761-21-3121	日本政策金融公庫金沢支店	
七尾商工会議所	0767-54-8888	中小企業事業	076-231-4275
輪島商工会議所	0768-22-7777	国民生活事業	0570-045202
加賀商工会議所	0761-73-0001	日本政策金融公庫小松支店	
珠洲商工会議所	0768-82-1115	国民生活事業	0570-04544
白山商工会議所	076-276-3811	商工組合中央金庫金沢支店	
石川県商工会連合会	076-268-7300		076-221-6141
石川県中小企業団体中央会	076-267-7711	石川県信用保証協会	076-222-1550

センター・連合会だより

□ 生衛業後継者育成支援懇談会の開催

令和5年11月13日、しいのき迎賓館において、後継者問題をはじめ経営や融資などの様々な課題に関する懇談会を開催し、各組合から11名の皆さまに参加いただきました。

アドバイザーには、自治体や企業に対する販促支援やコンサルティング活動などを行っている

「SPコンサルタント」の野田進也さんを迎え、デジタル化導入の現状や問題点などについての意見交換の後、野田さんからSNS、特にLINE（ライン）を使った販促活動の有効性などについて説明いただきました。

その後の意見交換では、高齢化や後継者問題、働き方改革への対応、現場の人手不足など様々な



問題について活発な意見が交わされました。

センターにおいても、組合員数の減少に歯止めをかけるため、組合の存在意義や組合員であることのメリットを発信していくことや、生衛組合の活性化に向けて取り組んでいくことをあらためて確認しました。

□ 経営特別相談員研修会の開催

知事の委嘱を受けて、組合員からの融資や経営に関する相談・指導を行う経営特別相談員の資質向上のための研修会を、令和5年11月20日、地場産業振興センターにおいて開催し、14名の経営特別相談員に参加いただきました。

最初に石川働き方改革推進支援センターの桐山良彦氏から、法改正後の労務管理の注意点と業務改善助成金について説明がありました。

● 法改正後の労務管理のポイント

- ・ 中小企業における1か月60時間超の時間外労働に係る残業割増賃金率は、25%から50%へ引き上げ（令和5年4月1日から）
- ・ 正社員と短時間・有期雇用労働者間で、職務内容や配置変更などについて不合理な待遇差や差別的取扱いを禁止（同一労働同一賃金）(令和3年4月1日から)
- ・ 最低賃金の引き上げ 891円 → 933円（42円増）

【参考資料】



労働時間縮減や賃金上げにつながる事例を紹介しています。

厚生労働省 生産性向上のヒント集

次に、日本政策金融公庫金沢支店の留目憲男氏から公庫融資制度について説明いただいた後、ITコーディネーターの福田和夫氏から、デジタル化ツールを活用した業務効率化策について、ご講義いただきました。

● 講義「デジタル化ツールを活用した業務効率化策」のポイント

- ・ DX（デジタル・トランス・フォーメーション）を活用したビジネスモデルの変革に取り組むためには、経営者が自社（店）の理念や存在意義を明確にし、5年後・10年後にどんな会社（お店）になっているかを想像して解決すべき課題を整理した上で、まずは身近な業務のデジタル化や既存データの収集・活用に着手するのがよい。
- ・ 経営課題を明確化するための重要なツールとして「ビジネスモデルキャンバス（BMC）」を薦めたい。BMCはシート1枚の中にビジネスで重要な9つの要素（顧客、事業者、コスト、収益など）を視覚的に分類することで、アイデアの効率化や整理を可能とするもの。ネットなどで検索しチャレンジしてほしい。
- ・ デジタルツールは多種多様で、幅広く情報収集し、お試しできるものは実際に使ってみて自店に合うかを確認してほしい（中小企業庁「ここからアプリ」で様々なツールが検索できる）。
- ・ 公的な相談窓口として、「石川県よろず支援拠点」では様々な分野の専門家が相談に応じている（地場産センター）。
- ・ また石川県の「経営力強化総合支援アドバイザー派遣制度」は、ITの専門家による無料のデジタル化の指南を受けられる（窓口：県産業創出支援機構、商工会議所、商工会ほか）。

□ 健康入浴推進講習会

12月1日、地域住民の健康と福祉の増進や住民相互の交流促進を図ることを目的とした健康入浴推進講習会を、今年度は小松市中海町の銭湯「ピュア涌泉寺」で開催しました（共催：小松市）。

近隣からの参加者9名の方に、健康運動指導士の新保ともみさんにより健康体操を指導していただき、軽く汗を流された後は、ピュア涌泉寺の大きな浴槽でゆったりと入浴を楽しんでいただきました。

終了後のアンケートでは、参加者全員が「健康保持のため役に立った」「今後もこの講習会に参加したい」といった回答をいただきました。



お知らせ

この広報紙は、生衛組合員の皆さんのための機関紙であり、消費者や生衛業の皆さんへの広報紙でもあります。なお、既刊の「生活衛生いしかわ」は指導センターホームページで見ることができます。

※誌面に関するご意見やお問い合わせなどがあればお知らせ下さい。

石川県生活衛生営業指導センター

URL <https://www.seiei.or.jp/ishikawa/>

E-mail ishikawacenter@seiei.or.jp